

塩尻市芸術文化振興事業補助金

塩尻市芸術文化事業振興補助金は、市内に活動の拠点がある団体が、5年や10年などの節目に行う事業に対し、芸術文化の振興を目的として補助金を交付するものです。皆さんの活動にお役立てください。

詳細については、別紙の要綱をご覧ください。

ご了承いただきたいこと

要綱第4条に補助金の額として「10万円を限度とする」と記載してありますが、多くの団体に利用していただくため、現在は上限4万円とさせていただきます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

※申請団体数が多い場合は、補助額が上限額（4万円）以下となりますので御了承ください。

申請から支払いまでの流れ

●申請時に提出していただく書類

提出期限：当該年度の4月中

- 交付申請書
- 事業計画書（任意様式）
- 収支予算書（任意様式）
※飲食に関わる経費は対象となりません。
- 事業のチラシや参考資料となるもの（過去に開催したチラシ等でも可）



市から交付決定書を送付（5月）

※審査の結果、補助の対象外となる場合があります。

■事業終了後に提出していただく書類

提出期限：事業実施後すみやかに

- 実績報告書
- 事業報告書（任意様式）
- 収支決算書（任意様式）
※飲食に関わる経費は対象となりません。
- 実際に事業にかかった経費の領収書一式（原本）
※項目ごとに整理し、A4サイズの紙に貼り付けてください。
- 実際に事業を行った様子のわかる写真
- 請求書（日付の記入は不要）
※お振込み用の口座は個人名義ではなく、必ず団体の名前の口座でお願いします。



市から確定通知書を送付



補助金の支払い